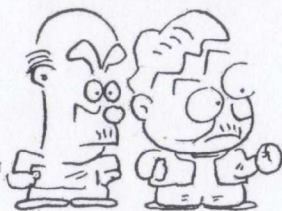


温泉建設はずさんな『事業計画』でホントウに黒字になるの？

あるきたくなる街あきる野整備事業=(株)都市環境計画研究所作成



「温泉問題を考える会」の情報開示請求や独自調査で 目毎に問題が出てくる心配な『計画』

私たちは、市に対し、さまざまな資料開示請求をしてきました。また日の出町の「つるつる温泉」、武蔵村山市の「かたくりの湯」の経営状況も調べてきました。行政司法の専門家の方のレクチャーも受け、バイオマスの専門家の方からの意見もお聞きしてきましたが、調べれば調べるほどこの事業の疑問点は多くなります。

隣の「つるつる温泉」は、 4億5千万円の赤字です

「つるつる温泉」も平成8年〜16年までの9年間で当初24万人だった入場者が現在19万人に減ってきていて、約4億5千万円の累積赤字です。田中市長が議会で、年間約3100万円の黒字と答弁してきた事業予測は、年間14万人の計算です。いま、近隣にも多くの日帰り温泉があり、また新たに開業する計画も多いと聞かれます。

やっと開示した『事業計画書』に 見える疑問の数々

『事業計画書』は都市環境計画研究所に委託したのですが私たちが一読しただけでもつぎつぎと疑問が出てきます。例えば、集客予想で集めたアンケートはインターネットだけ。その基礎回答数も3百そこそこの数で、しかも、市内のデータはありません。

だから「市民が持つ権利」直接請求権を使って 「事務監査請求」で解明を

こうしたずさんな「計画書」に基づいて市長が提案し、議会が多数決で承認した温泉施設です。

しかもそれが、実施途中でどんどん変更されている事実は、市民にはまったく知られないで、事は進行しています。

第三セクターが発足し、来年4月から営業が始まると、もう議会への報告はまったく必要が無くなります。累積する赤字の責任だけが、最大の出資者の

要員体制でも、年間350日、1日12時間営業で、例えば、施設管理は4名のパートで1日7時間、月14日勤務では、算術的にも計算が合いません。

当初『計画』の内容が どんどん変えられていく

「自然にやさしい木質バイオマス」というボイラーシステムはペレット使用と思いきや、いつの間にか残材チップでもなく、製材所の廃材をそのまま燃やすシステムに、「これじゃ産業廃棄物焼却炉と変わらないかも」という人もいます。

9月議会で「市内の製材所で供給できるのは6割というが」という議員の質問に「化石燃料用を3機用意してあります」という答弁。5月の対市交渉では「予備の化石燃料用1機」と答えたもの。これも木質バイオマスと言えるのでしょうか？

市長、助役に次ぐ高額の 支配人の給料に賛成議員も唖然

私たちが新たに開示請求した資料で、第三セクターの支配人の給料が月額70万円、年額1050万円となっていたのを知って、9月議会で議員が質問しましたが、温泉建設賛成の議員も驚く始末。

市の回答もなんだか要領を得ないので、今後大いに問題になる事実です。

あきる野市に負わされます。

私たちは、これらの事実を明らかにするために、直接請求権を行使して、この事業の「事務監査請求」を市民のみなさんの賛同を得ながら、提出したいと考えます。

そのために、来る10月28日(土)午後1時半から中央公民館研修室で「第4回・市民集会」を開きます(詳細は裏面)。多数のご参加を呼びかけます。

事務監査請求とは…

私たちは「事務監査請求」を軸に、必要があれば「住民監査請求」という立場です。

両者の違いは、まず「事務監査請求」は、地方自治法75条に基づき、地方公共団体の事務並びに長等の権限に属する事務の執行を明らかにし、その責任を問うものです。有権者の50分の1の連署が必要です。請求の対象は、事務の執行の全体に及ぶこと、また請求期限についての制限がありませんが、監査の結果を訴訟で争うことは出来ません。

住民監査請求とは…

「住民監査請求」は、地方自治法242条に基づき、一人でも行えますが、財務会計上の行為に限られ、しかも当該行為のあった日から1年以内に限られます。

不服の場合は60日以内に住民訴訟を提起することが出来ます。

2006.10

NO.5

温泉問題を考える会

発行責任者
竹之内正雄

TEL&FAX
550-3787



あきる野市の温泉建設でこれだけの疑問

第4回

温泉問題 市民集会 を考える

このままでは、赤字必至、
そのツケは必ず市民負担に。

見えてきた疑問の数々を

「事務監査請求」で明らかにし、

市長にその責任を問いましょう。

「事務監査請求」には有権者の50分の1の
賛同者が必要です。

多くの方が「市民集会」に参加し、

賛同者を募って、「事務監査請求」を成功させましょう。



どなたでも
参加ご自由…

驚く新資料が
続々明らかに

どなたでも
発言できます

とき

10月28日(午後1時半～)

ところ

中央公民館 6・7研修室

当日資料代200円をご用意下さい。

主催＝温泉問題を考える会

ご連絡は＝550-3787
(世話人代表・竹之内)

もっとある9つの疑問

市民が知りたい

疑問

①「つるつる温泉」の維持管理費は？
「つるつる温泉」では開業10
年後の入館料に占める割合は
12%。市は10年後の維持管理費
の入館料に占める割合を6.9%
と試算、あまりに差があります。

②市の集客予測では、ピークの日で800人～1000人と予測？
『計画書』でも交通アクセスが
主な問題点と記載しながら、現
地の交通調査も実施していません。
行楽シーズンの檜原街道は
渋滞で大変です。駐車場不足も
あって、リピーターの確保はお
ぼつかないし、地域住民の生活
にも影響が出てきます。

③宿泊施設利用は2000人？
以前のPTAが管理していた
ケビン村の利用はほとんどが青
少年の合宿。高齢者が中心とい
う計画の温浴施設でそのままの
数字をあげるのはいささか強引
です。しかも、食事は自炊か外食、
お風呂は、温浴施設の隣なのに
水道水のユニットバスと聞いて
あなたならどう考えますか。

④ボイラー管理の有資格者はい
らない？
いらぬといつて時給800円
のパート4人で人件費を計算。と
ころが有資格者は必要となり、
しかも営業開始の3時間前の始
業が必要となったから、3時間分
の時給が加算されます。

⑤飲食部門は業務委託で安く？
ところが、「広報」で社員とし
て料理人を公募、これだけで年
間600万円の人件費増に。

⑥「あれっペレットじゃなかつ
たの？」
「木質バイオマス部会」報告書
では、報告会に出席の部員が「ペ
レットじゃなかったの？」と疑
問を呈しながらも、いつの間
にか製材所からの残材(長さ1.6メ
ートルまで)をそのまま燃やす
システムに。それも搬入は木材
組合まかせ。どんな材料が混入
するやら。市民の監視が必要に。

⑦廃材も有料で購入するから廃
棄物ではありません？

廃材利用だからと都の環境局
(多摩)の廃棄物課に「届けは出
ているか」と聞くと、都が早速あ
きる野市に問い合わせ。市は「有
料だから廃棄物ではありません」
との返答で、都もお手上げに。

⑧システム内で自家発電も？
自家発電も備えた木質バイオ
マスが売り物のシステムだから、
発電機は日本で商用1号機とな
るデンマーク製のスターリング
エンジンとか。メンテナンスが
心配ですわねとたずねると、「やる
ということで導入した、契約は
これから」との返答でした。

⑨第3セクターでも赤字の責任
は出資比率に応じて負担が原則？
経済産業省の通達には「第3セ
クターの会社が赤字を出した場合、
自治体が責任を負うのでは
なく、出資比率に従って応分の
負担が必要」とあります。出資各
団体の覚悟はいかがでしょうか。
それでも、市には51%の責任
はかかってきますよね。

「会」へのご協力をお願い！

これまでに寄せられたカンパ合計は10万円を越えまし
た。ありがとうございます。また、寄せられた「アンケート」
は186通にのぼり、圧倒的な方が「反対」の表明でした。
皆様のご意見を参考に今後とも頑張ります。

これからも宣伝カーの運行や
ピラの発行のために

カンパをお寄せ下さい

郵便振込口座 温泉問題を考える会 番号 00170-3-759931